

和歌山県死因究明等推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第1 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明及び身元確認に関する施策の検討等を行うため和歌山県死因究明等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2 協議会は、和歌山県における死因究明及び身元確認に係る各種事業を推進させるとともに、その推進方策等について協議する。

（委員）

第3 協議会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 和歌山県警察本部（推薦された者）
- （2） 和歌山地方検察庁（推薦された者）
- （3） 和歌山海上保安部（推薦された者）
- （4） 和歌山県医師会（推薦された者）
- （5） 和歌山県歯科医師会（推薦された者）
- （6） 和歌山県病院協会（推薦された者）
- （7） 和歌山県立医科大学医学部（推薦された者）
- （8） 和歌山県福祉保健部健康局長
- （9） その他、協議において各委員が必要と認めた者

（委員の任期）

第4 委員は開催毎に推薦を受け、決定する。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は別途、推薦を行い決定する。

（会議）

第5 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、和歌山県福祉保健部健康局医務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。